

志學館大学大学院心理臨床学研究科規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、志學館大学大学院学則及び志學館大学学位規程に基づき、学生が志學館大学大学院心理臨床学研究科（以下「研究科」という。）において修了資格を得るために必要な事項を定める。

(教育課程)

第2条 研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

2 学生は、授業科目の中から、必修科目26単位を含む合計40単位以上を履修しなければならない。

3 授業科目及び単位数は、別に定める。

(履修科目届出)

第3条 学生は、履修しようとする授業科目について、毎学期始め又は毎学年始めに履修届を提出しなければならない。

(履修登録の上限)

第4条 各学期に履修登録できる授業科目の単位数は、原則として24単位を上限とする。

(試 験)

第5条 試験は、毎学期末又は毎学年末に当該授業を担当した教員が行う。ただし、特別の事情がある場合は、学期の途中において行うことがある。

(受験資格)

第6条 授業科目の受講時数が全授業時数の3分の2に満たない者は、当該授業科目の試験を受けることができない。

(成績評価)

第7条 試験の成績は、100点満点で60点以上を合格とし、所定の単位を与え、60点未満を不合格とし、単位を与えない。

2 前項の成績の評価に、秀・優・良・可・不可の評語を用いる場合は、次の基準によるものとする。

- | | |
|--------|-------------|
| (1) 秀 | 90点以上～100点 |
| (2) 優 | 80点以上～90点未満 |
| (3) 良 | 70点以上～80点未満 |
| (4) 可 | 60点以上～70点未満 |
| (5) 不可 | 60点未満 |

3 第1項の合格又は不合格の判定基準は、シラバスに示す。

(他大学等における授業科目の履修及び入学前の既修得単位の認定)

第8条 大学院学則第22条（第37条において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第23条の規定に基づく単位の認定を希望する者は、それぞれ所定の手続きをとるものとする。

2 前項による単位の認定は、それぞれ10単位を超えないものとする。

(指導教員)

第9条 学生の研究及び論文指導のために指導教員及び副指導教員を置き、大学院学則第12条

に定める学位論文の作成等に対する指導を担当する教員をもって充てる。

(研究題目の提出期限)

第10条 学生は、指定された期日までに、指導教員の承認を得て、学位論文の題目を提出しなければならない。

2 前項により提出した論文題目を変更しようとする学生は、指定された期日までに、指導教員の承認を得て、その旨を研究科委員会に届け出なければならない。

(他大学の大学院等における研究指導)

第11条 学生は、研究科委員会が教育上特別の必要があると認めるときは、他大学の大学院・研究所等(外国の大学院又は研究所等を含む。)において必要な研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

(学位論文の提出)

第12条 学位の授与を受けようとする者は、指定した期日までに、所定の申請書類とともに学位論文を提出しなければならない。

2 前項の場合において、研究科の目的に応じ適当と認められたときは、特定の課題についての研究の成果をもって学位論文に代えることができる。

(論文審査等)

第13条 研究科委員会は、学位論文(前条第2項の特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。)審査及び最終試験のため、審査委員会を設置し、当該修士論文の審査を実施させるものとする。

2 前項の審査委員会は、当該学生の指導教員を含み、かつ、指導教員以外の研究科担当教員1名以上を含む3名以上の審査委員で構成し、うち1名を主査とする。

3 前項の規定にかかわらず、学位論文の審査に当たって必要があるときは、研究科委員会の議を経て、他大学の大学院又は研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

4 第1項の学位論文審査の合格又は不合格の判定基準は、別表に示すとおりとする。

(最終試験)

第14条 審査委員会は、論文審査に合格した者について、当該修士論文を中心として関連ある科目について、口述又は筆記により最終試験を行う。

(課程修了の決定)

第15条 研究科の修了要件は、第2条第2項に定める単位を修得し、かつ、学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格したものとする。

2 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づき、前項の修了の可否を議決する。

(学位授与)

第16条 前条の修了が合とされた者については、修士の学位を授与する。

(専攻分野の名称等)

第17条 修士の学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、心理臨床学とする。

2 学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、当該学位名に「志學館大学」の名称を付記しなければならない。

(学位授与の取消し)

第18条 学位を授与された者が次の各号の一に該当すると認められたときは、当該学位の授与

を取消すものとする。

(1) 不正の方法により、学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位の授与を受けた者が、その名誉を汚辱すると認められる行為をしたとき。

2 前項の場合、学位記を返還させ、かつ、当該学位の取消しを公表する。

(修了延期者の取り扱い)

第19条 修了が延期となった者は、第2条第2項に定める単位を修得し、かつ、研究指導を完了している場合に限り、大学院学則第43条第2項で準用する志學館大学学則第51条第2項の学費の適用を受けることができる。

(公欠及び忌引)

第20条 公欠及び忌引については、志學館大学履修規程第27条及び28条を準用する。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成17年4月6日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成18年7月26日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成21年2月25日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第13条第4項関係）

審査項目	判定基準
緒言	(1) 研究目的が明確に示されているか。 (2) 研究の学問上の位置付けや社会的意義が説明されているか。
方法	(1) 目的からみて対象と手続きが適切であるか。 (2) 目的からみて適切な分析手法が用いられているか。 (3) 倫理基準を満たしているか。
結果	(1) 分析結果が適切な図表等で示されているか。 (2) 分析結果の図表等に適切な説明がなされているか。
考察	(1) 近年の他の研究と比較しつつ適切な考察が加えられているか。 (2) 研究目的に適切に対応した結論が示されているか。
総合	(1) 全体として学術論文として投稿可能 (publishable) なレベルに達しているか。